

令和 5 年度湯河原町公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定により、
令和 5 年度決算に基づく公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

別紙

令和 5 年度湯河原町公営企業の資金不足比率

(単位 %))

公営企業に係る特別会計の名称	本 町 の 比 率	経 営 健 全 化 基 準
水 道 事 業 会 計	— (94.2)	20.0
温 泉 事 業 会 計	— (115.1)	
下 水 道 事 業 会 計	— (70.9)	

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- 2 () 内は資金剰余の比率

湯河原町公営企業の資金不足比率対前年度比較

公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 の 名 称	令和 5 年度 (A)	令和 4 年度 (B)	増 減 (A) - (B)
水 道 事 業 会 計	— (94.2%)	— (104.2%)	— (△10.0)
温 泉 事 業 会 計	— (115.1%)	— (110.3%)	— (4.8)
下 水 道 事 業 会 計	— (70.9%)	— (65.0%)	— (5.9)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- 2 () 内は資金剰余の比率



6 湯 監 第 25 号

令和 6 年 8 月 27 日

湯河原町長 内 藤 喜 文 様

湯河原町監査委員 熊 谷 輝 美

湯河原町監査委員 山 本 俊 明

令和 5 年度湯河原町公営企業の資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和 5 年度湯河原町公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度湯河原町公営企業の資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

水道事業会計、温泉事業会計及び下水道事業会計における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和6年7月26日

3 審査の概要

この公営企業の資金不足比率審査は、町長から提出された公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率

(単位 %)

公営企業に係る特別会計の名称	本町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (94.2)	20.0
温泉事業会計	— (115.1)	
下水道事業会計	— (70.9)	

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- 2 () 内は資金剰余の比率